

NPO POSSE

2025

1

季報

vol. 63

CONTENTS

- 03 会員のみなさまへ
事務局
- 04 ヤマト運輸に対して熱中症対策
を求める抗議行動&記者会見を
実施しました
労働相談班
- 06 イベント「家事労働者過労死裁判
の勝訴判決の意義と展望」を開催
しました
事務局
- 08 貧困ビジネスの廃絶に向けて厚労
省に申し入れ&要請行動をおこな
いました
生活相談班
- 10 POSSE 関連書籍情報
メディア掲載情報
- 11 活動をご支援ください!

会員みなさまへ

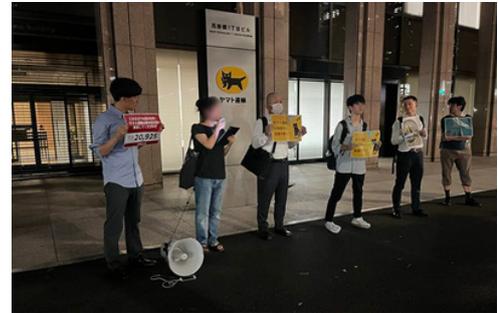
今年8月、POSSEでは総合サポートユニオンと連携して新しい取り組みをはじめました。それは、職場における熱中症労災の問題です。私たちの実態調査からもその事実の一端が見えてきているように、熱中症労災で倒れたり、命を奪われたりしている労働者や遺族のうち、実際に労災申請や、その先の労働組合や裁判での権利行使に繋がっている人はごくわずかであると考えられます。

労働者が声を上げていかなければ、労災は労働者の「自己責任」にされ、労災を引き起こした企業の責任は問われなくなります。労働者の死は「自然現象」とされてしまうのです。こうした状況を食い止めるために、私たちは労働者や遺族の権利行使を支える取り組みを広げていく必要があります。

また、昨年末には、生活保護行政による貧困者の無料低額宿泊所への収容に抗議する要請行動を実施しました。記事をお読みいただければわかるように、窓口で生活保護の申請に行くと、精神病棟や無料低額宿泊所をたらい回しにされるという深刻な人権侵害が広がっています。こうした実態を可視化し、無料低額宿泊所廃絶に向けて動き出していく必要があります。

日々このような取り組みを広げていけるのは、ひとえにみなさんのご支援やご寄付があるがゆえです。今後ともご支援をいただければ幸いに存じます。よろしくお願いいたします。

2025年1月 NPO法人POSSE 事務局



ヤマト運輸に対して熱中症対策を求める抗議行動&記者会見を実施しました

労働相談班

2024年9月20日に厚生労働省にて、気候変動によって深刻化する酷暑下での危険な労働実態を告発する記者会見をおこなったのちに、熱中症対策を要求して象徴的な争議をおこなっているヤマト運輸に対して、本社前で抗議行動をおこないました。POSSEのボランティア6名が参加しました。

◆熱中症対策にコストをかけず、労働者の命を危険に晒すヤマト運輸

私たちが職場における熱中症問題に取り組むようになったきっかけは、ヤマト運輸で働く労働者Aさんが酷暑下で危険な労働を強いられている実態が明らかとなったからです。

Aさんはヤマト運輸の倉庫で、重い荷物を運ぶこともあるハードな働き方をしています。しかし、ヤマト運輸は安全対策を徹底しておらず、倉庫内に設置された気温計は40度を超えて振り切れていました。例えば、倉庫内に停めてあるトラックのエンジンがつけっぱなしになっていることがあるために、その熱風が倉庫に充満していたそうです。

また、Aさんによれば同じ職場でドライバーとして働く労働者が熱中症と思われる症状で倒れてしまったといいます。しかし、ヤマト運輸は、それに対して原因を特定するための実態調査をおこなわないままに、「本人の不摂生である」と結論づけました。会社側が熱中症対策にコストをかけないために労災が引き起こされたにも関わらず、その責任を回避し

ようとする姿勢は、到底許されるものではありません。

こうした実態を踏まえ、Aさんはヤマト運輸に対して熱中症対策を求めて団体交渉を申し入れることにしたのです。

◆アンケート調査から見えた実態①～企業のコストカットによって奪われる命～

そして、この事例のように企業が安全対策を徹底しないために、酷暑下で命の危険に晒されながら働いている労働者は多くいるだろう、と考えた私たちは、職場における熱中症の実態を可視化するために、オンラインアンケート調査を実施しました。

調査からは、「熱中症対策がまったく実施されていない」と「熱中症対策が実施されているが不十分である」が合わせて53.4%であり、半数以上の職場で熱中症対策が十分に実施されていないことが可視化されました。

こうしたなか、「職場で熱中症に罹った人はいるか」という問いに対しては、「熱中症に罹った人がいる」が50%であり、「熱中症に罹って職場で倒れた人がいる」と「病院で熱中症と診断された人がいる」がそれぞれ21.4%、10.7%にものぼるという非常に深刻な実態が示されました。

一方で、職場で熱中症に罹った人のうち、「労災申請しなかった」が最多で83.3%にのぼり、熱中症における労災申請のハードルの高さがうかがえます。

また、自由記述からは、企業が安全対策にかかるコストを削った結果、熱中症が引き起こされているという深刻な現実が見えてきました。例えば、「倉庫の冷房が壊れて、熱中症で倒れる人が続出して、ひっきりなしに救急車が来ている。センター長がしたことは、『汗をかくから』という理由で、バンダナ1枚が支給されただけだった」という声が寄せられています。

さらに、「機械への巻き込みの危険があるのでネッククーラーと空調服の使用が禁止され、使用した場合は査定を下げると警告された。熱中症と思われる症状で機械の操作ミスが発生し、機械が壊れた。怪我や死亡事故につながる恐れのあるものであった。しかし、会社側は機械を壊したとって当人に対する叱責と始末書を強いるばかりである」という声もありました。機械の安全対策にかかるコストを削り、労働者に熱中症対策を禁じた挙げ句、その結果労働者が熱中症に罹って機械の扱いに戸惑い怪我をしそうになったら、自己責任にする。企業が徹底したコストカットの論理のもとで、労働者の安全対策や熱中症対策を怠り、その結果労働者が熱中症と機械への怪我によって、安全が犠牲にされる。そのような深刻な実態が浮き彫りとなりました。

◆アンケート調査から見えた実態②～過酷な働き方によって深刻化する熱中症被害～

もうひとつ、実態調査から見えてきた重要な論点は、過酷な働き方が熱中症の問題を深刻化させる原因となっていることです。例えば、郵便配達の仕事をしている労働者からの「気をつけてとは言いが配達は終わらせろと言う。職場で昼に帰ってきた労働者が一人頭が痛く発熱してきたと言って帰ったが翌日亡くなって

いて職場はコロナの可能性もあったと責任を感じていない」という声。宅配ドライバーからの「コースにより忙しいところや一発コースは休憩すら取れなく熱中症にかかる人がいる」という声。教員からの「休憩時間ゼロのまま昼過ぎの授業を灼熱の体育館でせよ、というのは過酷だと思う」という声。

一つ目の事例からわかるように、どれだけ過酷な働き方によって熱中症に罹り命すら奪われたとしても、労働運動がなければ「自然現象」として扱われます。現実には、そのようにして人知れず命を奪われている労働者は無数にいます。そのことに非常に強く怒りを覚えます。一人でも多くの労働者や遺族を労働組合に繋げ、企業に敵対性を向けて闘争をつくらなくてはなりません。

◆熱中症によって殺されない社会の為に

私たちは、今後も企業に対する熱中症対策を求める象徴的な闘争をつくとともに、企業を超えた熱中症に関する具体的な法規制を要求していきます。

今後、気候変動による熱中症問題はますます深刻化し、企業の利益追求のもとで殺されていく労働者が増えていく恐れがあります。こうした状況に警鐘を鳴らし、食い止めるために、企業に対する闘争を進めていかなくてはなりません。

(POSSE学生メンバーS.H.)



イベント「家事労働者過労死裁判の勝訴判決の意義と展望」を開催しました

事務局

2015年、個人宅に住み込みで家事労働を担っていた当時68歳のYさんが、一日24時間・一週間働き続けた末に、心筋梗塞で倒れて亡くなりました。Yさんの遺族は、これは過労死であると考えて労災申請をおこないましたが、労災不支給とされました。その背景には、個人宅と契約をして働く家事労働者には、労基法・労災保険法をはじめ労働法の適用除外とするという、戦後77年間続いてきた差別的な法律の存在がありました。

これをおかしいと考えたAさんは、NPO法人POSSEに相談し、弁護士の協力のもとで国に対して裁判を提起することを決意しました。東京地裁の第一審では敗訴となったものの、法廷外で署名提出や厚労省への申し入れ、裁判傍聴支援とその後の集会など、社会運動を地道に広げていった結果、2024年9月19日、東京高裁にて逆転勝訴を勝ち取りました。本イベントでは、これまで闘いをつくりあげてきた人々が登壇し、今後の運動の展望を議論しました。

◆変化の始まりーすべてのケア労働者の権利を守るための第一歩ー

東京高裁で下された判決は、単なる一つの勝訴にとどまらず、家事労働者をはじめとするケア労働者の権利を守るための新たな一歩となりました。この判決は、家事労働者が長年にわたり受けてきた不平等な待遇に終止符を打ち、労働基準法116条2項改正に向けた運動の火を灯す重要な瞬間となったのです。2024年12

月8日に開催されたイベントには102名もの参加者が集まり、この歴史的な判決がもたらす社会的影響と今後の取り組みについての意識が高まる場となりました。

◆イベント概要ー多様な人々がケア労働者の権利を守るために結集ー

会場に集まったのは、介護労働者、家事労働者、教員、過労死家族、労働組合、学生、記者など、さまざまな立場の人々。会場は、勝訴判決の喜びと家事労働者差別規定である労働基準法116条2項改正という新たな挑戦に向けた希望で満ち溢れていました。参加者同士のつながりが生まれ、熱い議論が交わされる場となりました。

◆プログラムの内容ー未来の架け橋となる議論と行動ー

弁護士やジャーナリストらからの報告では、家事労働者への差別に繋がる労基法など法的な解説や労働実態が述べられました。そして、国を相手に裁判を提起してきた遺族や、法廷外で運動を広げることに注力してきた支援者らからは、法改正を勝ち取るためにも、法改正がなされた後も実際に権利を実現するためにも、地道に社会運動を広げていくことが何よりも重要であることが強調されました。以下、家事労働者過労死遺族Aさんとその裁判を支援してきたPOSSEメンバーによる報告を抜粋してご紹介します。

○国に対して裁判を提起して闘った4年半・過労死遺族Aさん

「あんなに元気だったのに、簡単に死ぬわけがない」と感じていた遺族Aさんは、妻が亡くなった後、国との壮絶な闘いを始めました。家事使用人は労働者ではないという理由で、労災申請はすべて却下され、弁護士からは初め、勝訴の見込みが薄いと言われました。しかし、妻のため、そして家事労働者として働く多くの女性たちのために、闘いを続けました。

「高裁の判決が出るまでの4年半、毎日がストレスとプレッシャーの連続でした。しかし、私は妻が労働者であることを認めてもらいたい一心で闘ってきました」と語るAさんは、その過酷な期間を振り返ります。そして、ついに高裁で妻が労働者として認められた瞬間、「妻が一番喜んでいようだろう」と思いながらも、同時に「妻と同じように家事労働者をしている多くの女性たちが、法律で差別されている現状から救われた」と感じたと語ります。

しかし、遺族Aさんはこれで終わりではないと語ります。「今後も、労働基準法116条2項の改正を求めて闘い続けます」と力強く語り、家事労働者の権利を守るための闘志を新たにしました。

○社会運動として闘うことの重要性・高橋優希（仮名・過労死遺族・POSSEメンバー）

「私が22歳の時、父が働いていた会社を提訴しました。父の過労死から10年後の2021年、東京高裁で会社と取締役の一人に責任を認めさせました。その経験から、私は家事労働者過労死裁判においても、まず弁護士の紹介を行い、記者会見やイベントを開催するなどして、事件への注目を集めました。個別の事件としてではなく、社会問題として闘うこと、そ

して支援団体と共に闘うことが非常に重要であると強く感じています」と語りました。

「法廷内での闘いだけではなく、法廷外での活動も同じくらい大切だと考えています。1990年代までは過労死が自己責任として扱われていた時代がありましたが、ここ数年で大きな変化が起きていることを実感しています」と続けました。

「すべての人の力を合わせれば、今回の労基法116条2項の改正に向けて大きく動かせるはずです。このイベントをきっかけに、より多くの人々が団結し、共に闘っていくことを心から願っています」と、今後の闘いに向けての強い決意を語りました。

◆最後に—この勝訴が未来を切り開く—

この日、私たちはただ勝訴を讃えたわけではありません。イベントに集まった102人はこの闘いを次の世代、そして未来に繋げることを誓いました。この勝利は終わりではなく、始まりです。すべてのケアワーカーのために、この闘いを続け、社会を変えていくことを決意しました。

私たちの声は決して消えることなく、広がり続け、やがて社会全体を動かす力となるでしょう。過労死遺族Aさんが示した勇気を胸に、私たちは一步一步前進します。今こそ声を上げ、共に進み、未来を掴み取るために闘い続けましょう！（POSSE学生メンバーM.E.）



貧困ビジネスの廃絶に向けて厚労省に申し入れ&要請行動を実施しました

生活相談班

2024年12月27日、生活保護行政の不正義と闘う当事者2名と共に、NPO法人POSSEで生活相談を受けているスタッフとボランティアは、厚生労働省に対して、劣悪な環境であることが少なくない無料低額宿泊所等の施設への入所を強制しないこと、居宅保護の原則を遵守することを要求しました。

◆大手企業のエリート社員だったMさん。病気がきっかけでホームレスに。

出版社、不動産デベロッパーでの勤務を経て、2018年から4年間、アパレル系大手上場企業の管理部門で勤務していたMさんは、2021年5月に突然脳梗塞で倒れ、自己都合退職扱いで退職しました。その後、2022年5月には借りていた港区のマンションの家賃が支払えなくなり、退去することになりました。

ビジネスホテルやネットカフェを転々とした後、2022年6月ごろ、港区役所で生活保護の申請をしました。すると、空いている無料低額宿泊所（以下、「無低」）がないことと本人が精神障害者手帳2級をもっていたことを理由に、合理的な説明もないまま、港区から遠く離れた神奈川県「閉鎖病棟」にほかの選択肢はなしに案内されました。その閉鎖病棟では、鉄格子のはめられた部屋に監禁されたり、13人の相部屋で過ごしたり、朝起きると廊下中に糞尿が撒き散らされたりするような生活でした。

この施設から抜け出すために議員にSOSを出し、転宅の交渉をしてもらおうと、神奈川県内の「無低」の住所と地図が書かれたFAXが送られてきました。この際も他の選択肢は用意されておらず、その無低へ行かざるをえませんでした。マンションの2DKに2人で住まわされ、食事は非常に劣悪（毎食そうめん、漬物、揚げ物）で、共同風呂は使えないほど汚く、共同食堂も非常に不潔な環境でした。意に反して、「閉鎖病棟」・「無低」とたらい回しにされるなかで、Mさんは精神疾患が悪化するだけでなく、希死念慮も抱きました。

再度、転宅の交渉を行い、東京都内の「精神病棟」で2か月ほど過ごした後、2023年6月まで都内の「更生施設」に入所させられました。Mさんはずっとアパートへの転宅を要求していましたが、ここでも他の選択肢は示されずに施設生活を余儀なくされました。

更生施設の入所期限が満了する日に港区役所に呼び出されたため、アパート転宅の交渉をするもケースワーカーはそれに聞く耳をもたず、何区のだこの施設に行くのかも分からないまま、その日の夕方に車に乗せられて、現在滞在している葛飾区の「無低」に入所させられました。そこは、3DKに3人（Mさんの部屋は4畳半）住んでおり、同居の老人らは認知症を患っており、トイレがうまくできないので非常に不潔です。また個室と玄

関の鍵がかからないため、盗難に遭わないか常に不安を抱えています。

◆MさんとPOSSEとの出会い

上記のような生活保護行政に抗議し責任をとってもらいたいと考えていたMさんは、2024年11月にPOSSEに相談をしました。「生保受給開始から精神病院や無低をたらい回しにされてきました。病状も悪化し精神的に深く傷つけられました。2年以上このような生活をしています。もう限界です」という相談メッセージを見たとき、最後のセーフティネットであるはずの生活保護によって、その利用者が傷つけられるという絶対にあってはならないことが起きているということが一目で分かりました。

◆厚労省での申し入れ&リレースピーチ&記者会見

そして、12月27日に厚労省で生活保護の施設収容問題に関する申し入れを行いました。私たちからは、「無低に入らないと生活保護を受けられない、という説明をしてはならないこと」「無低が絶対の選択肢とならないよう、他の選択肢を示し、本人に選んでもらうようにすること」など、生活保護法第30条「居宅保護の原則」の遵守に向けた具体的なガイドラインを示すことを要求しました。Mさんは、劣悪な環境の無低等の施設にたらい回しにされた港区役所の生活保護の運用実態と、実際に入所していた無低の写真を見せ無低の実態を告発しました。写真をみた厚労省の担当職員が「(このお風呂には)入りたくない」と述べる場面もありました。また、生活保護の申請時に「無低に入らないと生活

護を受けられない」と説明することは、生活保護法第30条2項の「施設入所の強制」にあたるという返答も厚労省の担当職員からありました。

申し入れの後、厚労省の前でリレースピーチを行いました。参加した当事者とスタッフ、ボランティアの全員がマイクを取り、厚労省に向かって、施設収容問題をはじめ、生活保護の問題や公的支援の不足に対して抗議しました。そして、生活保護の改善と貧困対策の早急な取り組みを求めました。「人間らしく生きさせろ」「施設に閉じ込めるな」「生活保護を差別するな」と、当事者と共に声をあげたとき、このような連帯をさらに広げることができれば、生活保護の問題だけではなく、新しい社会を共に作り出すことができると確信しました。

今日も当事者は生活保護行政の不正義に抗い、闘っています。自分と同じように劣悪な施設に入る人をなくしたいと声をあげています。私たちも誰もが無条件に「生存」と「自由」が保障されるその日まで、当事者と共に闘い続けます。

(POSSE学生メンバーI.M.)



メディア情報

POSSEの活動はさまざまなメディアに取り上げられています。以下はその一部です。

・2024.11.19

熊本日日新聞「過労死対策の現状や課題を考える 遺族らが熊本市でシンポジウム」で、厚生労働省主催の過労死等防止対策推進シンポジウムでPOSSEスタッフの岩橋誠が行った講演が取り上げられました

・2024.11.22

徳島新聞「「過労死は人災」遺族ら防止訴え 徳島市でシンポ」で、厚生労働省主催の過労死等防止対策推進シンポジウムでPOSSEの今野晴貴代表理事が行った講演が取り上げられました

・2024.11.26

佐賀新聞「過労死救済は「氷山の一角」 相談できる社会づくり訴え 「過労死等防止啓発月間」、佐賀市でシンポ」厚生労働省主催の過労死等防止対策推進シンポジウムでPOSSEの今野晴貴代表理事が行った講演が取り上げられました

・2024.12.14

朝日新聞「勝率3%からの逆転 「勝訴したよ」家政婦だった妻へ9年越しの報告」で、POSSEが支援に取り組んできた家事労働者過労死裁判について紹介されています

SNS／ブログ



X(旧Twitter)

POSSE Volunteer



@posse_volunteer

代表 今野



@konno_haruki

事務局長 渡辺



@Hiroto_1988

雑誌『POSSE』
編集部



@POSSE_mag



Instagram



@npo_posse



Facebook



BLOG

POSSE



仙台POSSE



活動をご支援ください！

いただいたご寄付はこのような取り組みに使わせていただきます。



労働相談

賃金未払い、解雇、退職強要、パワハラ・セクハラ、有給休暇、産休・育休の取得、労災など、仕事に関する悩みや相談を無料で電話・メールにて受け付けています。事務所近辺にお住まいの方には来所での相談も行っています。ボランティアスタッフが担当を持ち回り、年間1,000件以上の労働相談に対応しています。

ご寄付は相談対応の電話料金やホットライン開催の宣伝費、相談者の方の交通費、その他集計作業に必要な事務用品費などに使用させていただきます。

生活相談

「生活に困窮し、所持金が底をつきそう」「収入が低いため奨学金の返済ができず、困っている」といった生活にお困りの方からの相談を無料で電話・メール・来所にて受け付けています。

内容とご相談された方のご希望をお聞きしたうえで、雇用保険・奨学金・生活保護・住宅制度など福祉制度の活用方法について情報提供を行うほか、申請同行をはじめとする制度活用のサポートも行っています。

ご寄付は相談対応の電話料金や申請同行の際の交通費などに使用させていただきます。



労働法教育

学校教育ではたらくことに関するルールを学ぶ機会はほとんどありません。そこで、具体的なケースを用いて、単なる知識ではなく使い方も含めた違法状態に対処するための実践的な知識や解決策・相談窓口の提供を、全国の中高生・大学生・教職員の方に行っています。

ご寄付は全国へ出張授業を行うための交通費や労働法教育ハンドブックの印刷代などに使用させていただきます。

ご寄付の方法

銀行振込・郵便振替・クレジットカードにて受け付けております。
一口1,000円～（何口でもご寄付いただけます）

銀行振込

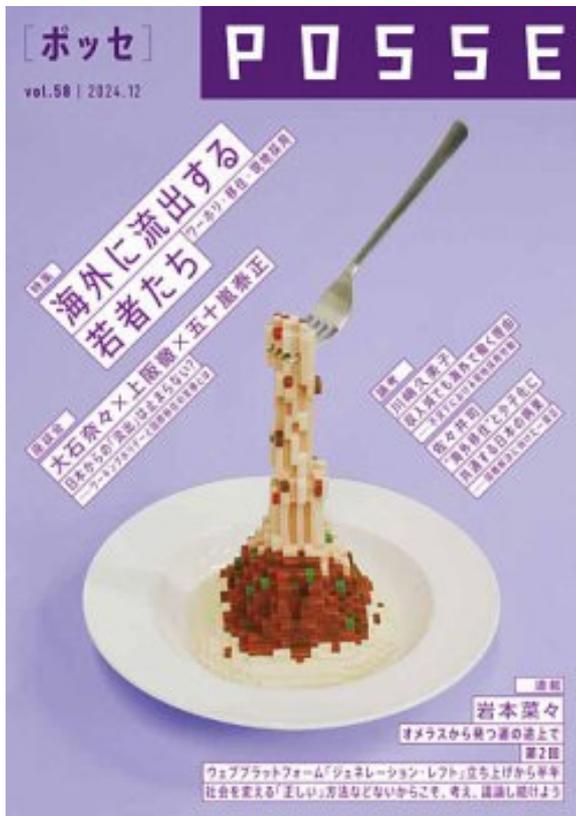
銀行名：みずほ銀行
支店名：経堂支店（736）
口座番号：普通・1075875
口座名義：特定非営利活動法人POSSE
名義カナ：トクヒ）ポツセ

郵便振替

口座番号：00160-8-536722
口座名義：特定非営利活動法人POSSE
※本季報に挟み込まれている払込取扱票
をご使用いただくと便利です。

※銀行振込にて寄付をご入金いただいた場合は、affairs@npoposse.jpまでご一報いただけますと幸いです。

※クレジットカードによる寄付はホームページ（<http://www.npoposse.jp/bokindeshiensuru>）にて受け付けております。



【特集】

海外に流出する若者たち
——ワーホリ・移住・現地採用

◆座談会

日本からの「流出」は止まらない？

ワーキングホリデーと国際移住の実像とは

大石奈々（メルボルン大学アジア研究所准教授）×上阪徹（ブックライター）×五十嵐泰正（筑波大学人文社会系教授）

◆論考

収入減でも海外で働く理由

不況下における現地採用労働

川嶋久美子（立教大学観光学部准教授）

◆論考

海外移住、と少子化に共通する日本の病巣

国難解決に向けた一提言

佐々井司（福井県立大学地域経済研究所教授）

【単発】

◆家族からの排除が生む若者の孤独・孤立

顕在化する金銭関係としての近代家族

今岡直之（NPO法人POSSEスタッフ）

◆オメラスから発つ道の途上で

第2回 ウェブプラットフォーム「ジェネレーション・レフト」

立ち上げから半年

社会を変える「正しい」方法などないからこそ、考え、議論し続けよう

岩本菜々（POSSE理事）

◆困窮する移民・難民の生存権を求めて

第5回 困窮する移民・難民の支援マニュアル（下）

大澤優真（つくろい東京ファンド／北関東医療相談会）

◆スポーツとブラック企業

第19回 スポーツと不祥事を考える 叩いて終わりでもいいのか？

常見陽平（千葉商科大学准教授）

POSSE [ポッセ]とは？

雑誌『POSSE』は、NPO法人POSSEが発行している日本で唯一の若者による労働問題に関する雑誌です。労働問題、貧困問題の現状に着目したルポルタージュや現場で活動されている方へのインタビュー、研究者の方による現状分析など、幅広い論考を掲載しています。



バックナンバーは
こちらからチェック！